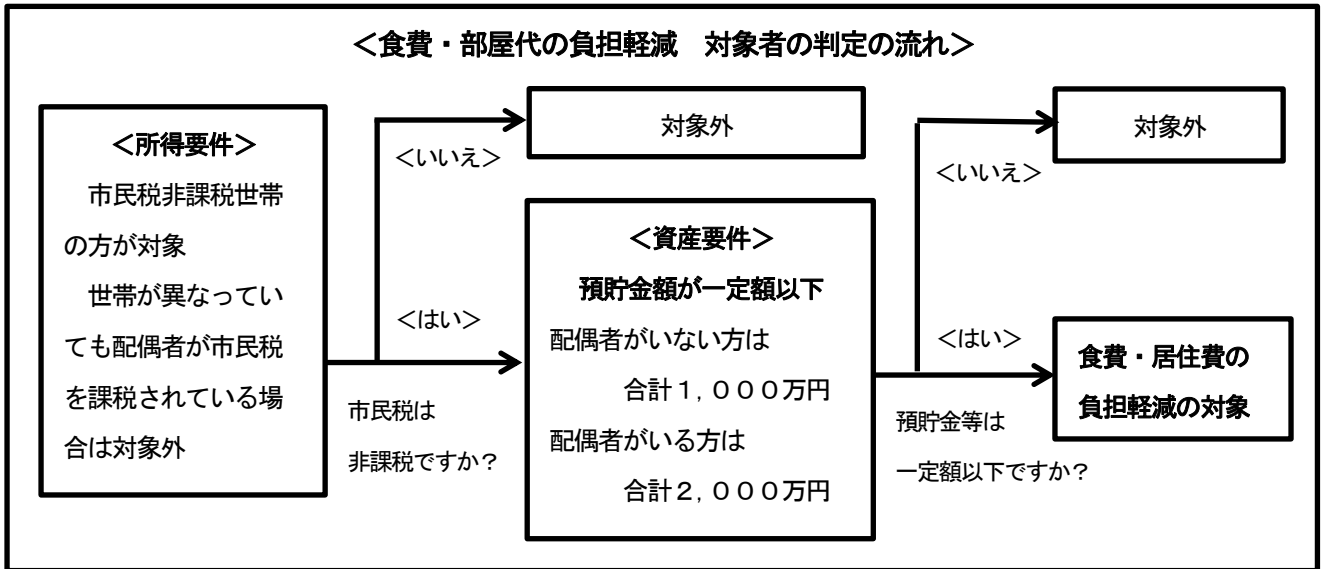


介護保険負担限度額認定申請について

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイを利用する方の食費や部屋代については、本人負担が原則ですが、本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税を課税されていない人で、一定額以上(単身で1千万円、夫婦で2千万円を超える)の預貯金等をお持ちでない人については、「介護保険負担限度額認定申請」を行うことで、負担軽減を受けることができます。



【申請書兼同意書の記入方法】

別紙記入例を参考に記入してください。

配偶者をご存命の方は、被保険者と配偶者のそれぞれの印鑑が必要です。(朱肉を使用したもの)

【添付資料について】

預貯金・有価証券等の資産がある方は、その内容がわかる全ての写しが必要です。(生活保護受給者は、添付の必要はありません) 必要な写しは、

- ① 金融機関・支店名・口座名義人・口座番号が確認できる部分(通帳であれば表紙を1枚めくったページ)
- ② 最終残高(申請日の直近2か月以内に記帳)が確認できる部分、及び定期預貯金欄等、全ての通帳等の写しが必要です。

※ 配偶者をご存命の場合は、被保険者と配偶者のそれぞれの写しが必要です。

※ 負債のある方は、その負債について預貯金等の額から差し引いて計算します。(借用書等の写しが必要となります。ただし、預貯金等が一定額以下の場合、負債があっても負債額の申告は不要です。)

添付いただいた預貯金通帳等の写しについては、負担限度額認定の判定のみに利用し、目的外に利用いたしません。また、5年間の保存期間が経過した後、溶解又は焼却により廃棄します。

【提出方法】

同封の返信用封筒を使用して、裏面問い合わせ先までご郵送ください。

または問い合わせ先窓口、お近くの事務所へ持参していただいても結構です。

なお、審査結果、及び認定された場合の「介護保険負担限度額認定証」等については、原則被保険者のご住所あてに後日郵送させていただきます。

【注意事項】

- ・ 虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額、及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- ・ 平成28年7月までは合計所得金額と課税年金収入額を対象として行っていましたが、平成28年8月からは非課税年金収入額(※)を含めて判定しています。

(※)利用者負担段階の判定に含まれる非課税年金は年金保険者から通知される振込通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

(参考) 利用者負担段階と自己負担限度額						
対象者	負担段階	区分	負担限度額(1日あたり)			
			居住費		食費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税 ・ 預貯金等が単身1,000万円(夫婦で2,000万円)以下。 	第1段階	生活保護受給者	多床室		0円	300円
			老齢福祉年金受給者	従来型個室	(特養等)	
		(老健・療養等)			490円	
		ユニット型個室的多床室		490円	390円	
	ユニット型個室		820円			
	第2段階	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	多床室		370円	390円
			従来型個室	(特養等)	420円	
				(老健・療養等)	490円	
			ユニット型個室的多床室		490円	
	ユニット型個室		820円			
	第3段階	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超の人	多床室		370円	650円
			従来型個室	(特養等)	820円	
(老健・療養等)				1,310円		
ユニット型個室的多床室			1,310円	650円		
ユニット型個室		1,310円				
上記以外の方(第4段階)			負担限度額なし			

【問い合わせ先】 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
 岐阜市役所介護保険課 給付係 (本庁舎4階)
 TEL (058) 214-2092 (直通)
 (058) 265-4141 (代表) 内線 2461, 2463